

同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年6月9日 14時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年6月9日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産大学校を含みます。
^{※注1} 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
^{※注2} 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が

行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解又は契約の締結をお願いいたします。また、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 船舶位置検索システムデータ配信業務

2. 業務目的 開発調査センターにおける調査事業では、漁場の探索効率の向上を図るため複数の漁業種類において漁場形成要因の解明につながる調査を行っている。

当該調査の一環として海洋環境データと漁場形成の関係を分析する上で、他船の漁場位置を知ることは重要である。

本業務は、他船の分布を効率的・効果的に把握することにより、漁場形成要因の究明を促進すること等を目的として調達するものである。

3. 履行期限 令和4年3月31日

4. 提供場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター用船

5. 仕様

- 1) 船舶衛星回線のアプリケーションによるサービスで、PC 1 台への接続による提供・利用が可能であること。
- 2) 提供する情報については、沿岸から沖合までの広域において陸上設置及び人工衛星搭載アンテナの両方で取得される AIS による全船舶についての静的情報（船名、MMSI 番号、IMO 番号、船種、航行ステータス、全長、幅）並びに 1 日数回更新される動的情報（緯度、経度、対地進路、船首方位、対地速力、受信日時）を、Web 画面上に表示されている船舶をマウスでクリックすることにより陸上受信および衛星受信による AIS 情報を制限なくすべて参照できること。また、船名、MMSI 番号、IMO 番号のいずれかが把握されている船舶についての情報検索が可能であること。（但し、船舶からの AIS 情報の一部または全部を受信できていない場合はこの限りではない。）
- 3) AIS による全船舶の位置情報の更新については、陸上および人工衛星搭載のアンテナで受信後、データの伝送処理等に必要最小の時間を除き、遅滞なく Web 画面上での閲覧が可能なこと。
- 4) 地図上への船舶の表示については、登録船舶についてのみ表示するなど、フィルター

機能が使用できること。

- 5) 50隻の船舶を3以上のグループに分けて登録することが可能で、常時その動向をグループ毎に色分けしてモニターできること。
- 6) 登録船舶の一覧から、船舶を選択することにより同船に関する最新のAIS情報を参照できること。
- 7) 地図上に未登録船があれば簡単な操作（例えば、地図上に表示された船舶マークに対するマウス操作）でグループに即登録できること。
- 8) 全登録船舶の1ヶ月毎の航跡について、下に示す項目を数値データとして、CSVファイルで保存可能であること。

航跡データ出力項目
船名、MMSI 番号、IMO 番号、船種、航行ステータス、全長、幅、緯度、経度、 対地進路、船首方位、対地速力、受信日時

- 9) 本サービスの操作方法について、電話またはメールによるサポート・サービスを平日の（祝日および年末年始休業日を除く）9時～17時（日本時間）の時間帯で提供できること。また、使用言語には日本語の選択が可能であること。

6. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。